

令和6年2月全員協議会

中東遠看護専門学校組合議会会議録

令和6年2月5日開会

令和6年2月5日閉会

中東遠看護専門学校組合議会

令和6年2月中東遠看護専門学校組合議会全員協議会

◎会 議 次 第

令和6年2月5日（月曜日）午後1時40分開会

1 議案の詳細説明

2 協議事項

なし

3 報告事項

(1) 令和5年度 東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について

◎出席議員（16名）

1番	小	栗	宏	之	君	2番	鳥	居	節	夫	君
4番	高	橋	篤	仁	君	5番	安	田		彰	君
6番	松	浦	昌	巳	君	7番	鈴	木	弘	睦	君
8番	鈴	木	賢	和	君	9番	村	松	和	幸	君
10番	増	田	雅	伸	君	11番	齋	藤		洋	君
12番	阿	形		昭	君	13番	須	藤	有	紀	君
14番	小	林	博	文	君	15番	松	本	正	幸	君
16番	加	藤	久	幸	君	17番	平	川		勇	君

◎欠席議員（1名）

3番 鈴 木 喜 文 君

◎説明のため出席した者

管理者 大場規之君
袋井市長

副管理者 大河原幸夫君
袋井市副市長

御前崎 柳澤重夫君
市 長

森町長 太田康雄君

監査委員 寺田 守君

事務局長 近藤利男君
兼総務課長

副校長 近藤由美君

主 幹 杉谷美幸君

庶務係 杉森梨絵君
主 査

副管理者 久保田 崇君
掛川市長

磐田市長 草地博昭君

菊川市長 長谷川寛彦君

監査委員 久永豊彦君

会計者 中川 東君
管 理 者

校 長 山本洋子君

教務課長 長倉里美君

総務課長補佐兼
庶務係長 荻原規代君

(午後 1 時40分)

○議長（鈴木弘睦君） これから、全員協議会を開会いたします。

この全員協議会は、議案の詳細説明を当局から求められておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の詳細説明を求めます。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） それでは、ただいま管理者からご提案申し上げました定例会提出案件の議第 1 号から議第 4 号まで及び報第 1 号の 5 議案につきまして、順次、詳細説明を申し上げます。

最初に、議第 1 号 令和 5 年度中東遠看護専門学校組合会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。お手元の表紙の右上に「1」となっている資料の 5 ページから 6 ページ、5 ページ 6 ページをご覧ください。歳入歳出の総額にそれぞれ 330 万円を追加し、歳入歳出の総額を 2 億 9,380 万円とするものでございます。歳入歳出予算の款項の内容は第 1 表に記載してございます。今回の補正はその後ご報告をいたしますが、中東遠看護専門学校組合職員の給与に関する条例の一部改正について昨年 12 月 22 日に専決処分をさせていただいたところでございますが、人事院及び静岡県人事委員会からの給与勧告に基づき、国家公務員及び静岡県職員の給料表が改定されることとなり、その給料表を準用している当組合職員の給与条例を一部改正したことに加えまして、期末勤勉手当につきましては、袋井市職員の規定を準用する旨組合条例に定めがございまして、期末勤勉手当の支給率が 0.1 月引き上げられたことによるものでございます。

次に、予算書 8 ページから 11 ページ、8 ページから 11 ページをご覧ください。まず歳入でございますが、5 款 1 項 1 目繰越金につきまして、繰越額が見込みよりも多かったことから 330 万円を増額補正し、歳出では 3 款 1 項 1 目看護専門学校管理費の 2 節給料を 140 万円減額、3 節職員手当等を 117 万 5,000 円増額、4 節共済費を 78 万円増額、18 節負担金補助及び交付金を 16 万円増額し、歳入との差額であります 258 万 5,000 円につきまして、2 款 1 項 1 目一般管理費の 24 節積立金を増額補正するものでございます。2 節給料が減額となっておりますのは、昨年 9 月末で退職した職員への支給がなくなったためでございます。なお、予算書 12 ページからは給与費明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。補正予算の説明は以上でございます。

次に、議第2号 令和6年度中東遠看護専門学校組合会計予算について、ご説明を申し上げます。①の資料の19ページから22ページ、19ページから22ページをご覧ください。歳入歳出の総額はそれぞれ3億1,700万円で、歳入歳出予算の款項の内容は第1表に記載してございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表に記載してございます。また、一時借入金の最高額は2,000万円と定めるものでございます。令和6年度は前年度の当初予算と比較して2,800万円の増額であり、その主な理由といたしましては、3款教育費の中の2節給料、3節職員手当等、4節共済費、14節工事請負費の増額分が主なものでございます。

次に、28ページ29ページ、28ページ29ページの事項別明細書でご説明をします。28ページ、29ページをご覧ください。また、併せまして表紙の右上に②となっている資料、予算説明資料の方は6ページ、6ページをご覧ください。まず歳入でございますが、1款1項1目市町分担金は2億5,800万円で、昨年度比1,100万円の増額でございます。各市町の詳細につきましては、予算説明資料の7ページ、7ページに記載してございますのでご確認ください。この市町分担金は、人口割と病床数割でそれぞれ40%、卒業生数割を20%とし、各市町から報告をいただいた令和5年9月末現在の人口と、病床数及び本校卒業生の過去3年度分の卒業生数で案分して算出したものでございます。

次に、予算説明資料は8ページ9ページ、8ページ9ページをご覧ください。2款の使用料及び手数料は、授業料と入学検定手数料でございます。授業料は2,395万2,000円と96万6,000円の減額となっておりますが、現在3年生の留年者が卒業すること、また令和5年度入学生が定員より3人少なかったことから、全体の学生数が減ることが主な理由でございます。入学検定手数料の受験料は120人分の96万円を計上いたしました。

次に、3款1項1目利子及び配当金は2,000円で、財政調整基金及び職員退職手当各基金の積立金利子でございます。

次に、4款1項1目財政調整基金繰入金は1,240万円で、エレベーター更新工事請負費に充てるものでございます。なお、エレベーター更新工事につきましては令和6年度、7年度の2箇年の工期になり、債務負担行為を行うものでございます。

次に、5款1項1目繰越金は、令和5年度の決算見込みから1,200万円の剰余金を見込んでおります。

次に、6款の諸収入は、学生へのコピーカードの売り上げ、自動販売機の取扱手数料、過去入試問題の売り上げなどの雑入と、預金利子を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、1の方は30ページ31ページ、30ページ31ページをご覧ください。2の資料の方は10ページ、10ページをご覧ください。

まず、1款1項1目議会費は63万8,000円で、議会の運営にかかる経費でございます。組合議会議員の報酬が主なものでございます。

次に、予算説明資料は11ページ、11ページをご覧ください。2款1項1目一般管理費は、組合にかかる運営委員会等の経費及び各種基金への積立金などがございます。本年度の予算額は1,063万円で、その主な要因は、職員退職手当基金積立金によるものがございます

次に、予算書の32ページ33ページ、32ページ33ページをご覧ください。予算説明資料は12ページから14ページ、12ページから14ページをご覧ください。3款1項1目看護専門学校管理費でございますが、この目は23人分の人件費と派遣職員2人分の給与等負担金、また校舎施設の維持管理費が主なものでございます。本年度予算額は2億7,127万5,000円で2,749万2,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、今年度実施されました給与改定によるもの、エレベーター更新工事請負費を計上したこと及び育児休業から復帰する給与分等を派遣職員給与等負担金に計上したことによるものがございます。また、学長報酬120万円及び学長交際費1万円を新たに計上いたしました。予算説明資料の13ページに新規の修繕がいくつかあり、金額が未掲載となっておりますが、予定価格を伏せるため未掲載としております。

次に、予算書の34ページ35ページ、34ページ35ページをご覧ください。予算説明資料は15ページ16ページ、15ページ16ページをご覧ください。3款1項2目教育振興費は、授業のための非常勤講師や、病院などの実習施設への謝礼、図書室図書、教材用の消耗品や教育用備品の購入などが主なものでございます。来年度予算額は2,769万7,000円で、57万3,000円の増額となっております。その主な理由といたしましては、カリキュラム改正に伴い講師謝礼が増額となったことによるものがございます。

次に、予算書の36ページ37ページ、36ページ37ページをご覧ください。予算説明資料は17ページ18ページ、17ページ18ページをご覧ください。4款1項公債費につきましては、平成30年度の学生ホール、令和元年度の体育館の天井耐震化工事に充当した組合債の元金及び利子償還金と資金繰りのための一時借入金利子を計上しております。

5款1項1目予備費でございますが、前年度同様100万円を計上するものがございます。

以上、予算の概要をご説明いたしました。なお、予算書38ページからは給与費明細書を、また債務負担行為の調書を43ページに記載しておりますのでご覧いただきたいと存じます。議第2号についての説明は以上でございます。

次に、議第3号 令和6年度中東遠看護専門学校組合奨学金貸与特別会計予算についてご説明を申し上げます。まず予算書の47ページから49ページ、47ページから49ページをご覧ください。歳入歳出の総額はそれぞれ6,070万円で、歳入歳出予算の款項の内容は第1表に記載してございます。前年度に比べて219万円の減額となっております。

次に予算書の56ページ57ページ、56ページ57ページをご覧ください。また併せまして②の予算説明資料の22ページ23ページ、22ページ23ページをお開きください。まず歳入でございますが、1款1項1目市町負担金は奨学金返還免除となった卒業生の奨学金返還金相当額でございまして、職員として所属する市町が返還免除となった者の代わりにご負担をしていただくものでございます。奨学金の返還免除となった対象者が減ったことに伴い減額となっております。令和6年度につきましては、令和5年3月末をもって3年間が経過し、返還免除となった46人分の4,896万円を計上しております。令和5年度に比べ9人減員、666万円の減額となっております。各市町の負担金の詳細につきましては、②の予算説明資料の7ページに記載してございますので、ご確認いただきたいと存じます。

次に、3款1項1目繰越金は、令和5年度の決算見込みから1,029万8,000円の剰余金を見込んでおります。

次に、4款1項1目の奨学金返還金は返還予定の5人分の144万円で、管内の病院以外に就職した場合などの返還金を計上したものでございます。

次に、歳出でございますが、予算書は58ページ59ページ、58ページ59ページをご覧ください。②の予算説明資料は24ページ、24ページをご覧ください。1款1項1目20節貸付金は5,580万円で、学生155人分の奨学金貸付金でございます。なお、奨学基金積立金480万1,000円は基金に積み立てるために予算計上しているものでございます。以上、議第3号の詳細説明とさせていただきます。

次に、議第4号 中東遠看護専門学校組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部改正についてご説明いたします。お手元の表紙の右上に①となっている議案書の61ページ、61ページをご覧ください。②の方は33ページ、33ページをご覧ください。前回、10月の組合議会定例会全員協議会協議事項と

いたしまして、校長等の人事案について、校長は学校の看護職から選任すること、新たに学長を非常勤特別職として新設し、管内病院の病院長又は副病院長等に学長に就任していただき、月額10万円を報酬とすることなどをご協議いただきました。今回の改正は、新たに非常勤特別職として学長を新設するため改正するものでございます。学長という肩書につきましては、10月の組合議会でもしっくりこないといったような意見がございましたけれども、これに代わる相応しい言葉も見つからなかったことから学長のままとさせていただいております。また〔2〕の資料の34ページ、34ページをご覧ください。学長の職務についてまとめたものでございます。まず任期につきましては2年、最初は令和6年、令和7年度の2年になります。中東遠総合医療センターと磐田市立総合病院の2病院の輪番で中東遠総合医療センターからスタートとなります。次に選任につきましては、病院長及び副病院長もしくはその経験者の方から選任をお願いしてまいります。次に、職務につきましては学校と病院との調整が出た場合の調整役、医師として学校運営に対する助言もしていただくなど、今まで校長として行っていたものを切り離して学長としてやっていただくこととなります。また式典への参加や、学校運営に関する重要な会議への出席や組合議会への出席、学校医について担当をいただきます。その他として保健医療論等の講義に協力、講義は必須ではなく、難しいようであれば別の医師の紹介など協力をしていただきたいと思います。報酬は月額10万円となります。以上、議第4号の詳細説明とさせていただきます。

次に、報第1号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。お手元の〔1〕となっている資料の62ページ、62ページをご覧ください。〔2〕の資料は35ページ、35ページ以降をご覧ください。本件は、中東遠看護専門学校組合職員の給与に関する条例の一部改正について、令和5年12月22日に専決処分をさせていただいたものでございまして、人事院及び静岡県人事委員会からの給与勧告に基づき、国家公務員及び静岡県職員の給料表が改正されることになり、これらの給料表を準用しております当組合職員の給与に関する条例も合わせて一部改正をいたしましたものでございます。本来であれば議会を招集、開催し、議決をいただくところではございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、管理者において専決処分をさせていただいたものでございます。以上、報第1号の説明とさせていただきます。

5議案の詳細説明は以上でございます。

○議長（鈴木弘睦君） 以上で、議案の詳細説明を終わります。

これで、全員協議会を閉会いたします。

(午後 2時01分 閉会)

(午後 2時15分 再開)

○議長（鈴木弘睦君） 本会議に引き続きまして、全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、当局から報告事項が1件求められておりますので、お願いいたします。

それでは報告事項に入ります。当局からの報告を求めます。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） はい、近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） それでは、全員協議会提出案件でございます報告事項1件について、ご報告を申し上げます。

最初に3報告事項(1)令和5年度 東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について説明を申し上げます。恐れ入りますが、2の資料の一番最後48ページ、48ページをご覧ください。まず1の表でございますが、6月17日に実施されました管内5病院の採用試験の採用状況でございます。前回定例会で説明をしておりますので、その後異動があった者について説明をいたします。中東遠総合医療センターを不合格となった者につきましては、現在採用未定で看護師国家試験後に受験をする予定でおります。次に、中東遠総合医療センターの合格者のうち1名でございますが、助産学科の進学が決まりましたので、それに伴いまして採用の方を辞退しております。また、磐田市立総合病院に合格した者のうち1名は、ご本人の妊娠のため辞退をしております。

次に2の表につきましては、卒業予定者の進路をまとめたものでございます。今のところ59名が卒業予定者で、そのうち管内5病院に2名が辞退いたしましたので49名、県内が4名、県外が3名、合計56名の採用が内定しております。助産科に進学する1名と、今後受験を予定する1名については未定に1名、妊娠のため辞退した者については未就業という形になりますので、以上のものが進路となります。以上、報告事項について説明を終わります。

○議長（鈴木弘睦君） 当局の報告が終わりました。ご質疑等ありましたらお受けしたい

と思います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようでございますので、以上で報告に対する質疑は終了といたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(午後 2時18分 閉会)